

1. 組織名

日本商工会議所

2. 提出意見①

該当する交渉分野

金融サービス(マレーシア)

意見

<再保険取引に関する制限>

行政指導により、一定割合を国営再保険会社へ出再されることが義務付けられている。海外への出再は国内におけるキャパシティが存在しない場合にのみ認められているが、その場合でも出再割合に制限が課されている。

再保険については市場アクセスの制限及び条件なしに、クロスボーダー・モードによるサービス提供が認められるよう、制限を撤廃することを要望。

<根拠となる法律>

- Bank Negara Malaysia Guidelines JPI/GPI-11、22(Guidelines on General Reinsurance Arrangement)、Bank Negara Malaysia Circular 22 November 2002 JPI:22/2002(Voluntary Cessions to MNRB)

2. 提出意見②

該当する交渉分野

金融サービス(マレーシア)

意見

<内外差別的な税制>

海外出再には、国内出再の場合の1%に加えて1.25%の徴税という差別的な税制

が存在する。また、海上保険について、国内保険会社に付保した輸出入については、保険料の200%の損金参入を認める差別的税制がある。

クロスボーダー取引にかかる条件の明確化と規制緩和を実施することを要望。

<根拠となる法律>

①Income Tax Act 1967 60(5)(b)(ii)、60(7)

②Income Tax Act 1967 Rules 1982(輸入)、Income Tax Act 1967 Rules 1995(輸出))

2. 提出意見③

該当する交渉分野

金融サービス(ベトナム)

意見

<再保険取引に関する制限>

外国保険会社によるクロスボーダー取引にかかる条件が不明確である。日越経済連携協定によりクロスボーダー取引にかかる市場開放は合意されていると解されるが、規制は実質的に緩和されておらず、WTO加盟時に約束した法改

正主旨から乖離している。

クロスボーダー取引にかかる条件の明確化と規制緩和の実施を要望。

<根拠となる法律>

Decree No.123/2011/ND-CP、日越経済連携協定(2008年12月署名)

2. 提出意見④

該当する交渉分野

金融サービス(シンガポール)

意見

<再保険取引に関する制限>

再保険をクロスボーダーにより提供する外国の再保険者は当局による

”authorization”を取得する必要がある。”Authorization”を取得する外国の再

険者はシンガポールに預託金の積み立てることなど、様々な要件を満たす必要が

ある。

当該規制の撤廃/緩和を要望。

<根拠となる法律>

section 8A of the Insurance Act (Cap. 142) (“IA”)

2. 提出意見⑤

該当する交渉分野

金融サービス(チリ)

意見

<クロスボーダー再保険取引に関する制限>

・クロスボーダー再保険の引受および仲介を行う場合は当局への登録が必要。

・クロスボーダーの再保険料に対し、2%(約束表上は6%)の課税。

公平な競争を制限する内外差別的税制は撤廃することを要望。

<根拠となる法律>

不明

2. 提出意見⑥

該当する交渉分野

金融サービス(米国)

意見

＜再保険引受に関する担保条件＞

外国再保険会社によるクロスボーダーの受再に関し、リスクの濃淡にかかわら

ず一律に引受負債相応額の100%の担保が求められている。

① 再保険担保要件の撤廃、② 即座に規制撤廃がかなわない場合は、次善策として担保要件の緩和(格付けに応じた担保額の減額等)、③ 日本の保険会社と米国の保険会社での同等な扱いの確保、を要望。

＜根拠となる法律＞

各州保険法 (例)ニューヨーク州保険法1301-a-14

2. 提出意見⑦

該当する交渉分野

金融サービス(米国)

意見

＜米国外の保険者・再保険者間の再保険取引への米国連邦消費税＞

日本の損害保険会社が、米国内に所在するリスクを対象とする元受保険契約、または米国損害保険会社からの再保険契約を引受けた場合、米国連邦消費税(FET)の免税措置の適用を受けるが、これらの保険契約をFETの免税措置を受けていない第三国の再保険会社に出再する場合には、日本の損害保険会社は当該保険契約を対象とするFETを納税する義務を負う。

公平な競争を制限する内外差別的税制の撤廃を要望。

＜根拠となる法律＞

RS Ruling2008-15(2008年10月1日実施)

2. 提出意見⑧

該当する交渉分野

金融サービス・投資(カナダ)

意見

＜拠点設置に関する制限＞

外国保険会社には法定資産の110%以上の法定供託金が必要。また、実務上はそれ以上の供託を指導される。

・拠点設置に係る内外差別的な規制を撤廃することを要望。

＜根拠となる法律＞

連邦保険会社法609条、611条

2. 提出意見⑨

該当する交渉分野

金融サービス(メキシコ)

意見

<再保険取引に関する規制>

再保険MA、在メキシコ保険会社から受再する場合は当局の認可が必要。

再保険のクロスボーダー取引の制限の撤廃を要望。

<根拠となる法律>

保険法27条

2. 提出意見⑩

該当する交渉分野

金融サービス・競争政策(オーストラリア)

意見

<自賠償、労災保険の独占(モード3 MA)>

労災保険は各州が運営しており、多くの州、準州において自賠償保険は数社が独占を維持している。

<根拠となる法律>

○ニューサウスウェールズ州: Motor Accidents Compensation Act 1999 – Sect 158、Workers Compensation Act 1987 – Sect 177

○ビクトリア州: Transport Accident Act 1986、Workers Compensation Act 1958

○クイーンズランド州: Motor Accident Insurance Act 1994 – Sect 62、Workers' Compensation and Rehabilitation Act 2003

○サウスオーストラリア州: Motor Accident Commission Act 1992、Workers Rehabilitation and Compensation Act 1986

○ウェスタンオーストラリア州: Motor Vehicle (Third Party Insurance) Act 1943、Workers' Compensation and Rehabilitation Act 1981

○ノーザンテリトリー: Northern Territory Motor Accidents (Compensation) Act、Work Health Act

なお、ニューサウスウェールズ州・クイーンズランド州の自賠償保険は民間に開放されている。ウェスタンオーストラリア州、ノーザンテリトリーの労災保険は、民間に開放されている。

<地方政府による保証(モード3 NT)>

州および準州の保険会社(State and Territory Insurance Offices)に対し、地方政府が保証を提供している。

<根拠となる法律>

○ノーザンテリトリー: Territory Insurance Office Act

民間の対等な競争条件を阻害しており、開放を要望。